

死因究明等推進計画の推進状況(令和元年9月末現在)

1. 法医学に関する知見を活用して死因究明を行う専門的な機関の全国的な整備

- 協議会** ・令和元年9月末において、38都道府県に死因究明等推進協議会が設置
- ・厚生労働省において、平成27年4月から死因究明等推進協議会の設置関係費の財政支援を実施
- 災害** ・平成27年7月、警察庁と日本医師会との間で、大規模災害発生時における医師派遣等の協力に関する協定を締結

2. 法医学等に係る教育及び研究の拠点の整備

- 大学** ・文部科学省において、各大学における死因究明等に関する教育の充実を要請
- ・死因究明等を担う人材養成や死因究明等に係る教育及び研究拠点整備のため、国公立大学の取組を国立大学運営費交付金や大学改革推進等補助金を通じて支援

3. 死因究明等に係る業務に従事する警察等の職員、医師、歯科医師等の人材の育成及び資質の向上

- 検視官** ・警察庁、海上保安庁において、検視官・鑑識官等の死因究明等業務に従事する職員を対象に専門的な研修を実施
- 鑑識官** ・警察関係者と医療関係者等が連携した研修・訓練を実施
- 検案医** ・厚生労働省において、平成30年度中、日本医師会に委託して「死体検案研修会(基礎)」を9月に東京で実施(修了者202名)し、また、「死体検案研修会(上級)」を東京(10月・12月)、大阪(11月・2月)でそれぞれ実施(修了者計115名)
- CT等** ・厚生労働省において、異状死死因究明支援事業を通じて得られた解剖及び死亡時画像診断事例を検証
- ・厚生労働省において、日本医師会に委託して「死亡時画像診断研修会」を平成30年2月、東京で実施(修了者188名)
- ・日本医師会ホームページに死亡時画像診断に特化したeラーニング教材を作成・掲載
- ・厚生労働省において、平成26年9月から日本医師会委託事業「小児死亡事例に対する死亡時画像診断モデル事業」を開始

4. 警察等における死因究明等の実施体制の充実

- 臨場率** ・警察庁において、検視体制の強化等を行った結果、平成30年中における検視官の臨場率が80.0%に向上
- 解剖** ・平成30年中、司法解剖8,253体、死因・身元調査法に基づく解剖3,105体、その他の解剖(監察医による解剖・遺族の承諾による解剖)8,986体を実施
- (警察取扱い死体のうち、交通関係、東日本大震災による死者を除く)
- 鑑識官** ・海上保安庁において、検視等を担当する鑑識官を61の海上保安部署に配備

5. 死体の検案及び解剖の実施体制の充実

- 支援** ・厚生労働省において、異状死死因究明支援事業を通じた都道府県の解剖や死亡時画像診断の財政支援を実施
- 研究** ・厚生労働省において、日本医師会における死亡診断書等作成支援ソフト開発をはじめとした「死因究明の推進に関する研究」を推進

6. 薬物及び毒物に係る検査、死亡時画像診断その他死因究明のための科学的な調査の活用

- 薬毒物CT** ・警察庁、海上保安庁において、薬毒物検査や死亡時画像診断の積極的な実施を推進
- ・警察庁、海上保安庁において、死亡時画像診断の活用について病院との協力関係を強化・構築
- 科捜研** ・警察庁において、全国の科学捜査研究所に整備されている薬毒物の分析機器を、より高度な分析が可能な機器に更新

7. 遺伝子構造の検査、歯牙の調査その他身元確認のための科学的な調査の充実及び身元確認に係るデータベースの整備

- DNA** ・警察庁において、身元不明死体等のDNA型記録について整理・保管・対照する仕組みを構築し、平成27年4月から運用を開始
- 歯科** ・厚生労働省において、日本歯科医師会等と連携し身元確認に資する歯科情報の標準規約「口腔診査情報標準コード仕様」を策定

8. 死因究明により得られた情報の活用及び遺族等に対する説明の促進

- 通報** ・警察庁、海上保安庁において、死因・身元調査法に基づき必要に応じて関係行政機関に通報
- 遺族説明** ・厚生労働省において、死亡診断書等の内容について遺族にできるだけ丁寧に説明するよう死亡診断書等記入マニュアルに追記
- ・警察庁、法務省、海上保安庁において、遺族等に対し、プライバシー保護に留意した適切な説明の実施を促進